

改定します！ 男女共同参画推進プラン

皆さんのご意見を お寄せください

ご意見をいただきたい 男女共同参画推進プランとは？

問い合わせ／人権推進課 ☎ 581・2121内線411へ。

○男女共同参画とは？

男性も女性も、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野の活動にともに参画しようという意味です。「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。

○計画の目的

私たちを取り巻く社会情勢は少子高齢化の一層の進展、経済活動の成熟化・国際化、情報通信の高度化、家庭形態の多様化等、絶え間なく変化しています。

このような状況の中、町民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性や世代にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

そこで、町においても平成15年度（2003年度）に「寄居町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女

共同参画社会の実現に取り組んできました。

計画終了年度を迎える今年度、前回計画策定後の男女共同参画に関する国・県の動向や「平成20年度男女共同参画に関する町民意識調査」の調査結果、「第5次寄居町総合振興計画」等を勘案し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「寄居町男女共同参画推進プラン2010」を策定します。

○計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づいて策定する計画です。
国の「男女共同参画基本計画（第2次）」、県の「埼玉県男女共同参画推進プラン」を踏まえ、「第5次寄居町総合振興計画」を上位計画とし、既存の関連計画とも整合性を保持させていきます。

2. 基本目標

本計画では基本理念の実現のため、以下の3点を基本目標とし、施策の3本柱として総合的に推進していきます。

基本目標の作成にあたっては、本誌6月号でお知らせしました町民意識調査結果から求められた現状や課題を基礎としております。詳しくは本誌6月号のグラフを参照してください。

1 男女共同参画意識を広める

男女共同参画の視点に立った法制度が整備される一方、性別による固定的な役割分担意識は依然として家庭・地域・職場等あらゆる場面に根深く残っています（本誌6月号町民意識調査グラフ1・2参照）。

このような状況を見直し、男女共同参画社会の形成を町民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組みする必要があります（本誌6月号町民意識調査グラフ14参照）。

そのために男女共同参画の視点から意識や慣行を見直し、男女共同参画意識の啓発・広報活動を推進していくとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重や男女平等を推進する教育・学習環境の充実を図ります（本誌6月号町民意識調査グラフ13参照）。

また国際交流を進め、国際的視点に立った男女共同に関する行動や考え方の理解を推進します。

2 男女共同参画を推進する

男女共同参画社会の実現には私た

ち一人ひとりが主体的に社会のあらゆる分野に参画し、責任を担うことが求められています。

しかし、政策・方針決定の場への女性の参画は限られており、就労の場においても女性の能力に対する正当な評価や女性の働く権利が十分保障されているとはいえないのが現状です（本誌6月号町民意識調査グラフ4・6・7・8・9参照）。

男性についても仕事と家庭生活や地域活動との両立は難しい状況にあります（本誌6月号町民意識調査グラフ3・5参照）。

このような状況を見直し、私たち一人ひとりがあらゆる分野で主体的に活動し、生きがいと活力ある社会が形成できるよう生活環境の整備や充実を図ります。

また、誰もが共に認め合い、安心して心豊かな生活を送れるよう、あらゆる人権侵害や暴力の被害者支援を強化していきます（本誌6月号町民意識調査グラフ11・12参照）。

3 推進体制を整備する

男女共同参画に関する施策の領域は多岐にわたるため、施策の推進には庁内外との連携が必要です。

庁内各課が十分に調整機能を発揮できるよう、庁内での各施策の位置付けを明確にし、推進体制の整備・強化を図ります。

「寄居町男女共同参画推進プラン2010」の施策の推進は町民が主体的に関わる必要があります。周知に努め、町民参加による進捗管理や実績評価体制を充実します。

「パブリック・コメント手続を実施します」

男女共同参画推進プランを改定するため皆さんの意見をお寄せください

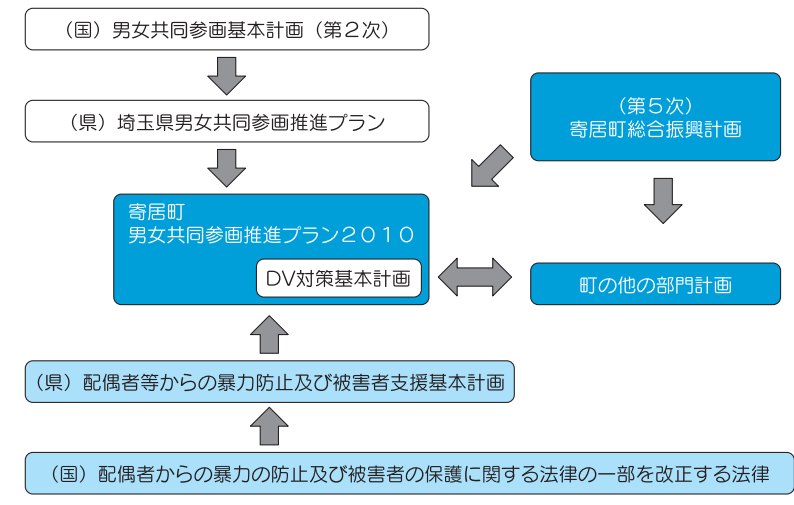
本誌3月号でお知らせしたとおり、「寄居町男女共同参画推進プラン」の見直しについてパブリック・コメント手続を実施します。寄居町男女共同参画推進プラン改定の基本理念や基本目標について、前のおり作成しました。つきましては、次頁の施策の体系にある重点目標と施策の方向性および基本目標に即した具体的な事業について、ご意見をお寄せください。

パブリック・コメントとは？

町の重要な施策に対し、事前に施策等の案を公表し、町民の皆さんからの意見を考慮して、町が決定するもので、町民の町政参加とまちづくりの協働を目的とした制度です。

手続方法

- 1 募集期間 8月20日（木）～9月25日（金）
- 2 資料の公表
寄居町男女共同参画推進プランの改定の基本方針（基本的な考え方や基本理念・基本目標）資料については、次の窓口で閲覧できます。
人権推進課・保健福祉総合センター（ユウネス）・総合福祉センター（かわせみ荘）・用土連絡所・男衾連絡所
また、町公式ホームページでもご覧になれます。
※閲覧期間 8月17日（月）～9月25日（金）なお、閲覧できる日時は、各窓口の業務日時になります。
※資料に関する質問は、人権推進課のみで受け付けます。
- 3 意見の提出方法
書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先を必ずご記入ください。
【郵送】〒369-1292 人権推進課宛 【ファックス】581-1366 【電子メール】jinken@town.yorii.saitama.jp（メールの件名は「男女プランについての意見」としてください。記入がない場合、迷惑メールと見分けがつかないため削除してしまわれることがありますのでご注意ください）
【窓口への提出】人権推進課および閲覧場所（各窓口の業務時間内にお願ひします。）
- 4 注意事項
●意見が提出できる方は、町内在住の方、町内へ通勤・通学している方、もしくは町内に事業所がある個人・法人、その他の団体です。●電話や窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。●ご意見への個別の回答は行いません。●公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。●寄せられたご意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日本誌で公表します。



的に位置付け、計画に沿って施策を推進することとします。

○計画の期間

国や埼玉県の施策を町の計画に反映できるよう計画期間を勘案し、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10カ年計画とします。
社会情勢や本計画の進捗状況等を検討し、5年後に計画の見直しを行うものとなります。

○基本理念・基本目標

1. 基本理念

ひろげよう
男女の和 地域の話
寄居の輪

私たちは、一人ひとりが尊重され、性別・生まれ・信条などに関わらず人間として幸せに生きる権利を持っています。そして男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができると男女共同参画社会が求められています。

町では、男女がお互いを認め合うことで生まれる「男女の和」、地域では性別の枠を超えて誰もが積極的に意思表示しその言葉を熱心に聞くことで生まれる「地域の（公）話」、それから男女が認め合う「和」と心を通わせる「話」によって、そこから生まれる信頼の「輪」が町中に広がる「寄居の輪」をイメージし、理念として掲げ目指していきます。